

三木町農業委員会  
令和4年1月 定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

# 三木町農業委員会

## 令和4年1月 定例総会議事録

- ( 会 期 ) 1 日 間  
( 開 催 年 月 日 ) 令 和 4 年 1 月 21 日  
( 会 議 時 間 ) 13:30 ～ 14:50  
( 開 催 場 所 ) 三 木 町 防 災 セ ン タ ー  
( 2 階 ) 第 1 研 修 室  
( 議 題 ) 別 紙 の と お り

### 出席委員数 17名

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄       | 11番 高重 浩二          |
| 2番 香西 茂知       | 12番 白井 敏雄 (欠席)     |
| 3番 古市 哲        | 13番 吉原 博           |
| 4番 藤澤 勇一       | 14番 中川 詰郎          |
| 5番 鎌倉 茂雄       | 15番 横山 良秀          |
| 6番 溝渕 常雄       | 16番 岡田 久           |
| 7番 川田 正憲       | 17番 鎌倉 守           |
| 8番 鈴木 勤        | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則       | 19番 高尾 壽一 (会長)     |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) |                    |

#### ( 事 務 局 )

- 1 平井元事務局長      2 横山賢一課長補佐      3 山本陽子副主幹      4 谷洋司主査  
5 谷井直人主事

#### ( そ の 他 )

- 1 森岡隆一係長 (三木町農林課)

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(4件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(2件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(3件)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について	(1件)
議案第5号	非農地証明願について	(3件)
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第10号)
報告第1号	農地法第3条の規定による許可の取消について	(1件)
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	(1件)
報告第3号	使用貸借返還通知について	(1件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 三木町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

(4) その他

事務局

1月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。  
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。  
(挨拶)

今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、三木町農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。

本日は、三木町農業経営基盤強化促進基本構想の変更(案)につきましても、ご意見を賜りますようお願い致します。

本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。

定例総会議事録署名委員につきましては、松田隆雄委員と香西茂知委員をお願い致します。

また、傍聴を希望されている人がおられることを申し上げておきます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：大字井上字東山田 6筆 2,466.00 m<sup>2</sup>

地目：田2筆、畑4筆

譲受理由：経営規模の拡大

譲渡理由：療養その他生活資金とするため

権利の種類：所有権移転(売買)

番号2 申請地：大字池戸字高尾 9筆 7,849.00 m<sup>2</sup>

字宮ノ前

地目：田8筆、畑1筆

譲受理由：一括贈与

譲渡理由：一括受贈

権利の種類：所有権移転(贈与)

番号3 申請地：大字氷上字前田池 5筆 3,949.00 m<sup>2</sup>

字東丸岡

地目：田5筆

譲受理由：新規就農のため

譲渡理由：療養その他生活資金とするため

権利の種類：所有権移転(売買)

番号4 申請地：大字氷上字東丸岡 1筆 1,730.00 m<sup>2</sup>  
地目：田1筆  
譲受理由：新規就農のため  
譲渡理由：農業廃止  
権利の種類：所有権移転（売買）

（補足説明）  
（無し）

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

担当委員（19番）

番号1は、夫が昨年死亡し、農地は譲受人の近くにあり、生活資金のために売買の話が整ったようです。

担当委員（19番）

番号2は、2人の農業委員の担当エリアが重なっており、私が確認しました。親から子への一括贈与です。

担当委員（8番）

番号3は、譲渡人が高齢のためということです。

担当委員（8番）

番号4も、譲渡人が高齢であり、県外でもあることから、番号3と同じ譲受人が農業を行うということです。

会長

ありがとうございました。  
各委員から何か質問はありますか。

19番委員

番号3・4は、譲受人の耕作面積はいくらですか。

事務局

現在（譲受前）は、0 m<sup>2</sup>です。

会長

作業とか器具とかはどうなっていますか。

事務局

近くの人に耕作や器具の操作方法等の指導を受け、農機具の貸し出しの協力を得ながら行うということです。譲受人の父も3年ほど農業経験があるそうです。

会長

地区担当委員は、譲受人が農作業を行っているところを見たことがありますか。

8番委員

近所の女性の方から聞いたことがあります。

会長

農地を購入するというのは、農業を行うという前提で責任があるため、今後は地区担当が注意をしてみてくださいようにお願いします。

8番委員

はい。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

議案2から4号は、まとめて説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字平木字荒木	1筆	3.84 m <sup>2</sup>
	地目	: 田1筆		
	現況	: 宅地1筆		
	転用目的	: 宅地拡張		
	併用地	: ー		
	造成時期	: 昭和46年頃		
	備考	:		
番号2	申請地	: 大字氷上字北中川	2筆	910.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田2筆		
	現況	: 宅地2筆		
	転用目的	: 住宅2階建、倉庫平屋建		
	併用地	: ー		
	造成時期	: 平成13年頃		
	備考	:		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字平木字荒木	4筆	1,082.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田4筆		
	現況	: 田4筆		
	転用目的	: 共同住宅2棟		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		
	併用地	: 宅地(276.31m <sup>2</sup> )		
	造成時期	: ー		
	備考	:		

番号2	申請地	: 大字氷上字境淵	1筆	1,305.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田1筆		
	現況	: 田1筆		
	転用目的	: 分譲住宅6棟		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		
	併用地	: ー		
	造成時期	: ー		
	備考	:		

番号3	申請地	: 大字氷上字西ツフロ木	2筆	185.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田1筆、畑1筆		
	現況	: 田1筆、畑1筆		
	転用目的	: 特定建築条件付売買予定地4棟		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		
	併用地	: 宅地(921.31m <sup>2</sup> )		
	造成時期	: ー		
	備考	:		

(補足説明)

(無し)

会長

引き続き、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1	申請地	: 大字田中字中免	1筆	1,350.00 m <sup>2</sup>
-----	-----	-----------	----	-------------------------

地 目 : 田 1 筆  
現 況 : 宅地 1 筆  
変更前計画 : 平成 3 0 年 1 0 月 1 2 日 ~ 令和 3 年 1 0 月 1 1 日  
変更後計画 : 平成 3 0 年 1 0 月 1 2 日 ~ 令和 5 年 1 0 月 1 1 日  
備 考 : 平成 3 0 年 1 0 月 1 2 日 許可、工期延長

(番号 1 の補足説明)

当該案件は、事業計画 6 棟のうち 5 棟は完了していますが、1 棟が工期内に完了しなかったものです。

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員 (1 番)

現地調査の報告を行います。

1 月分の農地法関連の申請について、令和 4 年 1 月 1 3 日の午前 9 時から、第 4 条許可申請 2 件、第 5 条許可申請 3 件、第 5 条計画変更申請 1 件につきまして、高尾会長・香西委員・私 (松田委員)・事務局 2 名の計 5 名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第 4 条申請番号 1・2 です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員 (9 番)

議案第 2 号番号 1 は、自宅の屋根の一部が農地にかかっていたということです。

議案第 3 号番号 1 は、問題ありませんでした。

担当委員 (8 番)

議案第 2 号番号 2 は、譲渡人の父が亡くなり、相続問題も解決し、無断転用も発覚したため、今回の申請となりました。

議案第 3 号番号 2 は、譲渡人の父が亡くなり、相続した土地を売買するものです。

担当委員 (1 4 番)

議案第 3 号番号 3 は、今回の併用地部分の転用申請が以前にあり、今回の転用地部分が拡張したということです。

会長

事業計画変更も続けて説明をお願いします。

事務局

(補足説明のとおり)



会長

ありがとうございました。  
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

4番委員

議案第2号番号2ですが、日下さんの土地であったのではないですか。

事務局

平成17年2月2日に相続を行っております。  
当該申請地の南側と東側の農地に太陽光発電設備を設置する計画があり、その転用申請には無断転用の是正が必須であることから、このたびの申請に至ったものです。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

議案第2・3・4号は、別に採決します。  
質問が無いようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第3号を採決します。  
質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第4号を採決します。  
質問が無いようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

引き続き、議案第5号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 非農地証明願について

番号1	申請地	: 大字下高岡字鳥打	1筆	280.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 畑1筆		
	現況	: 山林1筆		
	非農地と なった日	: 平成元年月日不詳		

番号2	申請地	: 大字下高岡字鳥打	1筆	1,420.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 畑1筆		
	現況	: 山林1筆		
	非農地と なった日	: 平成12年月日不詳		

番号3	申請地	: 大字下高岡字駒足	1筆	11.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 畑1筆		
	現況	: 山林1筆		
	非農地と なった日	: 平成13年12月1日		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。  
各委員から何か質問はありますか。

会長

番号3は、説明できますか。

事務局

境界より東側と南側は、全て山林となっています。

4番委員

11m<sup>2</sup>を非農地とする特別な理由があったのですか。

事務局

傾斜地となるのですが、近年労働不足であるとか、高齢化により、農地の維持管理が難しくなり、このたび申請に至ったものです。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第5号 非農地証明願について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について  
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定6件・再設定19件・転貸7件で計32件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。  
各委員から何か質問はありますか。

会長

番号19・20は、議案書の事前配布で確認していますが、本日の説明でわかりましたか。

3番委員

はい

3番委員

集積計画の中で米麦はわかるのですが、野菜という表記がありますが、事前説明は可能ですか。

会長

申請書に具体的に記載している人と野菜と記載される人がいるため、その確認はできますか。

事務局

現状では、農地機構を通しての貸借の場合は「野菜」の内容を把握できるのですが、個人間での貸借で「野菜」と記載されている場合はわかりません。

その点について、今後、窓口で確認することはできます。

3番委員

次回から、説明の段階でお願いできませんか。

会長

番号19・20のように、きくらは季節ものだから、事前に把握できていないと困ることもあります。その確認は事前にするようにしましょう。

事務局

はい

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

質問が無いようなので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。  
報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について  
番号1 申請地：大字上高岡字安楽寺 11筆 5,248.00 m<sup>2</sup>  
地目：田10筆、畑1筆  
取消理由：親族への権利移転を行うため

(補足説明)

(無し)

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
番号1 申請地：大字井戸字高木 1筆 461.00 m<sup>2</sup>  
地目：田1筆  
解約日：令和3年12月31日  
解約事由：借り手の変更

(補足説明)

(無し)

報告第3号 使用貸借返還通知について  
番号1 申請地：大字上高岡字杉ノ木 3筆 3,281.00 m<sup>2</sup>  
地目：田3筆

解 約 日 : 令和4年1月31日

解 約 事 由 : 借り手の変更

(補足説明)

(無し)

会長

ありがとうございました。  
報告案件ですが、何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告事項は以上です。議案書については以上です。  
それでは、次第「(2)香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。  
(審議報告について説明)  
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

ありがとうございました。  
それでは、次第「(3)三木町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」に移ります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

(農業経営基盤強化促進基本構想の変更について説明)

会長

ありがとうございました。  
今の説明でわかりましたか。

4番委員

熟読ができていないので、持ち帰って確認することはできないでしょうか。

会長

事務局にお尋ねします。1月(ひとつき)持ち帰って確認してくることは可能ですか。  
時間的なものは大丈夫ですか。

事務局

意見聴取の期限は県下一律です。  
県の構想が12月で、県下取りまとめて同意申請を行う期限が2月20日となっておりまして、それまでに内容の確定と制度上必要な意見聴取ができていないということで、書類を県に提出しなければなりません。ひと月後は難しいですが、1~2週間程度で意見があればそれをお伝えすることは可能です。

各委員から何か質問はありますか。

会長

1月（ひとつき）では難しいですか。

4番委員

事務局として、こういう方針でいきますという程度の説明を受けたという内容であればよいのですが、その程度でよいのでしょうか。

18番委員

今まで、担い手の年間所得が、370万円であったのが420万円に上がった。  
新たに作物体系を見てもみますと、面積を増やさないということですね。  
県としては、少ない面積ではいけないということですね。  
そういう解釈でよろしいのでしょうか。

事務局

今回の経営課モデルの面積が増加している部分もあるのですが、近年の経費の高騰とそれに合わせた売価の上昇が見込めない状況がある作物については面積の増加に繋がっております。

農業所得のほうは、三木町の従事者1人あたり370万円程度、1個別経営体あたり450万円程度で、全国統一様式も定められております。従事者1人あたりいくらにするかということを中心として行っています。近年の農業ビジョンの食に迫っていくという意味で実際の所得が算定されています。三木町の近隣では、高松市の状況を見ると、確かに所得は増加しているところもあります。香川県下で見ても、その目標値は410万円となっています。

東讃管内では、410万円の前に「概ね」という表現を記載するという方向で進んでいます。それを下回っても可能な場合もあります。モデルは420万円ですが、担い手が地理的条件が不利であるとかいう条件で目標設定をされる場合は、より経費がかかるということで、410万円を下回っても認定が可能となる場合があります、その場合はそれに見合った面積があれば可能です。

18番委員

意欲があればある程度認めていただけるということですが、作業体系のモデルをみたら、0.5haほど品種別で増加しているのですが。

事務局

モデルとしてはその形で取り扱うという法制度がありますから、それを基本とは致しますが、実際の運用では、経営体それぞれについて、売り上げ・単価・経費に違いがあり、利益率・所得率が高い経営体の場合には、その実績に基づいて判断することが可能となっていますので、その反収（反あたりの利益率）を加味しながら410万円を基礎として、面積が少なくとも認定が可能となる場合もあります。

18番委員

今後とも、担い手にご指導をお願い致します。

会長

文書が文書なので、可能であれば、2週間程度の期間をいただけますか。

事務局

わかりました。

会長

事務処理の関係がありますので、この内容について、質問事項・希望事項がありましたなら、概ね2週刊程度で、返答するということができればでしょうか。よろしいですか。  
幸い農閑期に入っていますので、そのような対応でお願いしたらと思います。  
書類も多いですが、よろしくお願ひします。

会長

ありがとうございました。  
それでは、次第「(4) その他」に移ります。  
私から資料をお渡したい。  
(資料の紹介)  
資料について、何か質問がありましたら、個別にお願いします。  
「(4) その他」について、他に何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。